

第 52 類 綿及び綿織物

号注

- 1 第 5209.42 号及び第 5211.42 号において「デニム」とは、異なる色の糸から成る 3 枚たて綾織り又は 4 枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に同一の色の糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い色に着色した糸を使用したものをいう。